

## 福島再生加速化交付金（第5回）の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金」について、本日、以下のとおり「再生加速化（第3回）」及び「長期避難者生活拠点形成（第7回）」の交付可能額を通知する。

### ◆交付可能額について

福島県及び市町村から提出された事業計画に対して行う交付可能額は以下のとおり。

事業費 11,462百万円、 国費 9,931百万円

（うち、再生加速化  
事業費 2,470百万円、 国費 2,066百万円  
うち、長期避難者生活拠点形成  
事業費 8,992百万円、 国費 7,866百万円）

※計数は精査の結果、今後変動があり得る。

※再生加速化及び長期避難者生活拠点形成の個別の詳細については別添参照。

## 福島再生加速化交付金（第5回）の交付可能額通知について 《再生加速化（第3回）》

「福島再生加速化交付金（再生加速化）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知する。

### 1. 交付可能額について

福島県及び関係12市町村から提出された事業計画に対して行う交付可能額は以下のとおり。

事業費 2,470百万円、 国費 2,066百万円

※計数は精査の結果、今後変動があり得る。県及び市町村別は別添1のとおり。

### 2. 主な事業（計数は事業費）

#### ○公的賃貸住宅整備事業

- ・帰還者の生活再開拠点となる公的賃貸住宅建設のための調査設計、用地取得等  
《77百万円（2事業）》

#### ○学校施設環境改善事業

- ・帰還する子どもたちの教育環境整備のための運動場整備等《75百万円（4事業）》

#### ○生活環境向上支援事業

- ・被災市町村復興に必要な公共インフラである、一般廃棄物処理施設（帰還困難区域内）の再開に向けた作業員の不安払拭のための敷地内舗装等《285百万円（4事業）》

#### ○農山村地域復興基盤総合整備事業

- ・営農再開に向けた農業関係者の不安払拭のための、ため池における放射性物質対策事業（基礎調査）等  
《190百万円（7事業）》

#### ○原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業

- ・避難企業の帰還や企業誘致を加速し、帰還者等の就業機会を確保するための産業団地等の整備  
《879百万円（4事業）》

等 計40事業

### 3. 今後の予定について

再生加速化第4回の募集は、本日、9月12日から受付開始。

《別添資料》

- ・別添1：福島再生加速化交付金（第5回）《再生加速化（第3回）》市町村別交付可能額
- ・別添2：福島再生加速化交付金（第5回）《再生加速化（第3回）》における市町村別の主な事業
- ・別添3：福島再生加速化交付金の概要
- ・別添4：福島再生加速化交付金（第5回）《再生加速化（第3回）》交付可能額通知対象事業メニュー一覧

本件連絡先：

（復興庁原子力災害復興班） 担当：金光、古井

電話：03-5545-7249

福島再生加速化交付金（第5回）《再生加速化（第3回）》  
市町村別交付可能額

(単位：千円)

県及び市町村名	交付可能額【国費】
田 村 市	1 6 7, 1 2 2
南 相 馬 市	1 9, 3 3 2
川 俣 町	1 6 8, 2 7 4
広 野 町	1 0 9, 5 2 6
檜 葉 町	9 7 8, 1 0 0
川 内 村	1 3 8, 1 1 6
浪 江 町	1 6 4, 6 7 6
葛 尾 村	2, 4 6 7
福 島 市	1 9, 6 5 6
二 本 松 市	1 8, 9 0 0
天 栄 村	8, 0 0 0
西 郷 村	1, 3 4 4
福 島 県	2 7 0, 1 9 6
計(県及び12市町村)	2, 0 6 5, 7 0 9

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得る。

## 福島再生加速化交付金(第5回)《再生加速化(第3回)》 における市町村別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】である。  
※事業番号については、資料【別添4】参照。

### 川俣町

- 事業番号: 7 (生活環境向上支援事業)
  - ・山木屋地区井戸掘削工事事業【116百万円(116百万円)】
- 事業番号: 28 (農山村地域復興基盤総合整備事業)
  - ・農業水利施設等保全再生事業(川俣地区) 【30百万円(30百万円)】

### 葛尾村

- 事業番号: 7 (生活環境向上支援事業)
  - ・村営住宅側溝有蓋化事業【2百万円(2百万円)】

### 南相馬市

- 事業番号: 8 (水道施設整備事業)
  - ・小高第2配水池緊急遮断弁設置事業【16百万円(11百万円)】
- 事業番号: 30 (農業基盤整備促進事業)
  - ・農業基盤整備促進事業(石神東部地区)【11百万円(9百万円)】

### 浪江町

- 事業番号: 7 (生活環境向上支援事業)
  - ・北部衛生センター放射線不安払拭対策事業 【87百万円(87百万円)】
- 事業番号: 36 (事業者等向け浄化槽導入等支援事業)
  - ・浪江町事業者等向け浄化槽導入等支援事業 【101百万円(76百万円)】

### 川内村

- 事業番号: 4 (学校施設環境改善事業)
  - ・川内中学校屋外運動場整備事業【60百万円(40百万円)】
- 事業番号: 11 (個人線量管理・線量低減活動支援事業)
  - ・糠塚仮置場環境モニタリングシステム運用事業 【42百万円(42百万円)】

### 楢葉町

- 事業番号: 29 (農山漁村活性化プロジェクト支援事業)
  - ・木戸川鮭ふ化施設復興整備事業【419百万円(314百万円)】
- 事業番号: 34 (産業団地等整備等支援事業)
  - ・楢葉南工業団地再開発事業【472百万円(357百万円)】

### 広野町

- 事業番号: 12 (相談員育成・配置事業)
  - ・広野町放射線健康不安等相談事業【12百万円(12百万円)】
- 事業番号: 28 (農山村地域復興基盤総合整備事業)
  - ・農業水利施設等保全再生事業(広野地区) 【45百万円(45百万円)】

### 田村市

- 事業番号: 1 (福島再生賃貸住宅整備事業)
  - ・田村市都路地区公的賃貸住宅整備事業【24百万円(21百万円)】
- 事業番号: 3 (福島再生賃貸住宅用地取得造成事業)
  - ・田村市都路地区公的賃貸住宅用地取得造成事業 【53百万円(46百万円)】

### その他の市町村

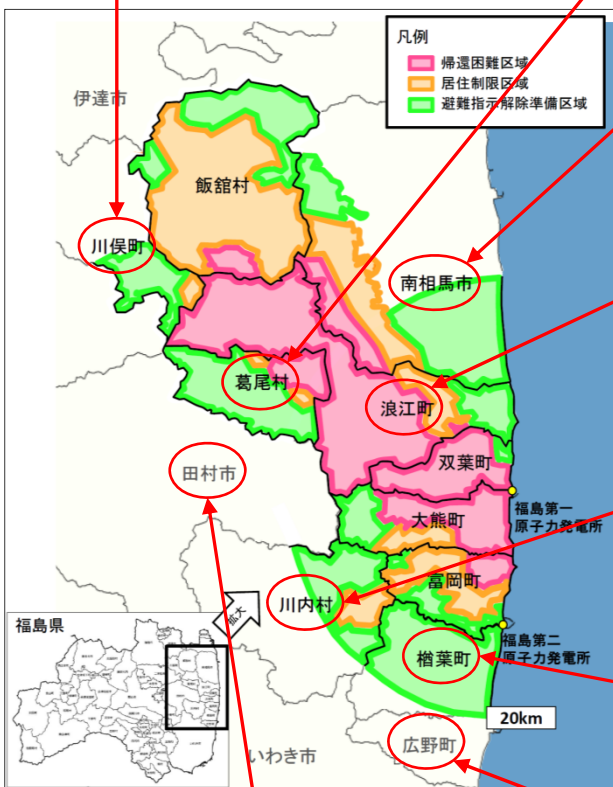
- 《福島市》事業番号: 11 (個人線量管理・線量低減活動支援事業)
  - ・福島市仮置場等モニタリングポスト設置事業【20百万円(20百万円)】
- 《二本松市》事業番号: 11 (個人線量管理・線量低減活動支援事業)
  - ・自家消費農産物等放射性物質簡易測定事業【19百万円(19百万円)】

- 《天栄村》事業番号: 28 (農山村地域復興基盤総合整備事業)
  - ・農業水利施設等保全再生事業(天栄地区)【8百万円(8百万円)】
- 《西郷村》事業番号: 11 (個人線量管理・線量低減活動支援事業)
  - ・放射線視覚化事業【1百万円(1百万円)】

### 福島県

- 事業番号: 10 (放射線測定装置・機器等整備支援事業)
  - ・環境放射能監視資機材整備事業【148百万円(148百万円)】

- 事業番号: 28 (農山村地域復興基盤総合整備事業)
  - ・復興整備実施計画(鹿島西部地区)【36百万円(36百万円)】



# 福島再生加速化交付金の概要

【別添3】

## 1,600億円

(平成25年度補正予算512億円、平成26年度予算1,088億円)

### 事業概要・目的

- 福島は、区域見直しが全域で完了し、今後は避難指示解除を経て、住民帰還、更には新規転入も含めて、復興の新たな段階を迎える。
- 復興の動きを加速するために、町内復興拠点整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の新たな施策と、現行では個別に実施していた長期避難者支援から早期帰還までの対応策を一括し、「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱として新たに創設する。
- 既存の交付金と併せて大括り化し、事業メニューを多様化することで、使い勝手が良く、より広くきめ細かなニーズに対応可能となる。他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用する。

### 事業イメージ・具体例

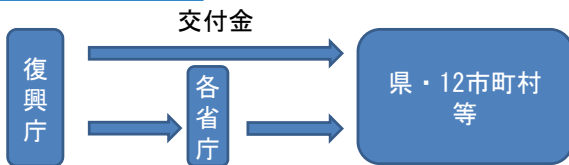
(1)対象区域:避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

(2)対象事業

- 長期避難者の生活拠点の形成  
・復興公営住宅の整備 等
- 福島定住対策  
・子どもの運動機会確保(全天候型運動施設の整備)等
- 地域の希望復活応援事業(帰還加速事業)の一部
- 町内復興拠点等、生活拠点の確保(公的賃貸住宅整備等)
- 放射線不安を払拭する生活環境の向上
- 放射線への健康不安・健康管理対策
- 社会福祉施設の整備
- 営農再開等に向けた環境整備(農地・農業用施設の整備等)
- 商工業再開に向けた環境整備(産業団地整備等)

一括化

### 資金の流れ



### 期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、福島への定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、今春以降、一部地域から避難指示解除が始まることから、期待される福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

## 福島再生加速化交付金の事業例

○は既存交付金、◎は新規事業

### 生活拠点の確保

- 町外コミュニティ(復興公営住宅)の整備  
(既存予算(コミュニティ復活交付金)の継続)
- ◎ 町内復興拠点の形成  
(帰還者、新規転入者のための公的賃貸住宅の整備)  
【町内外の復興拠点整備、コミュニティ形成】



### 健康管理・健康不安対策、社会福祉施設整備

- ◎ 個人線量計の配布、線量のデータ収集・分析
- ◎ 放射線・健康・生活に係る相談員の配置
- ◎ 介護福祉施設、児童福祉施設等の整備



【相談員配置】



【個人線量計配布】



【介護福祉施設整備】

### 生活環境の向上

- ◎ 線量低減効果のある、又は放射線不安を払拭するきめ細かな生活環境向上(花壇、道路側溝有蓋化、遮蔽板等)
- ◎ 安心できる生活用水の確保(簡易水道整備、井戸掘削等)
- 全天候型運動施設の整備  
(既存予算(子ども元気復活交付金)の継続)

【花壇設置(線量遮蔽)】



【生活用水確保】

【全天候型運動施設整備】



### 農林水産業、商工業再開に向けた環境整備

- ◎ 農地・農業用施設等の生産基盤及び生活環境の整備
- ◎ 産業団地等の整備、事業所等の整備

【農地整備】



【産業団地等の整備】





## 福島再生加速化交付金(第5回)《再生加速化(第3回)》 交付可能額通知対象事業メニュー一覧

事業番号	事業名
1	福島再生賃貸住宅整備事業
3	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業
4	学校施設環境改善事業
6	埋蔵文化財発掘調査事業
7	生活環境向上支援事業
8	水道施設整備事業
10	放射線測定装置・機器等整備支援事業
11	個人線量管理・線量低減活動支援事業
12	相談員育成・配置事業
28	農山村地域復興基盤総合整備事業
29	農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業
30	農業基盤整備促進事業
34	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
36	事業者等向け浄化槽導入等支援事業

### 1. 福島再生賃貸住宅整備事業

#### 事業概要

原子力災害被災地では、避難指示解除後も放射線への不安を抱えつつ新しい生活を開始することになり、地元住民や新規転入者は帰還・転入を躊躇することが予測される。本来帰還を望む住民や新規転入の可能性がある者が、他の地域への移転・居住を選択せず、被災地に定住し人口を回復させるため、避難指示のあった地域において公的賃貸住宅を建設し、帰還が寄り添って生活を再開する生活拠点形成、更には、新規転入者の定住に資する支援を行う。

#### 補助対象・補助要件

1. 地方公共団体による供給  
・住宅の建設・買取費
2. 民間事業者等による供給  
・住宅の建設費の一部

#### 対象地域

12市町村

#### 交付団体

福島県・市町村

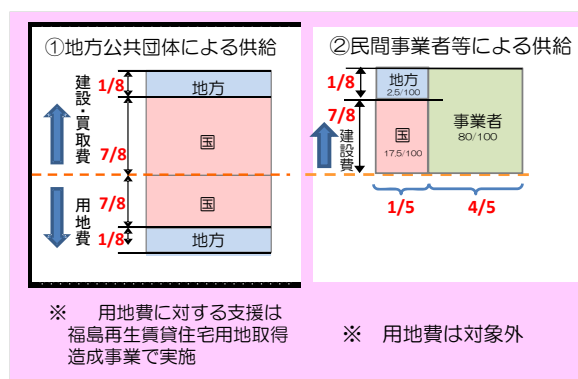
#### 事業実施主体

福島県・市町村・民間事業者等

#### 国庫補助率等

1. 地方公共団体による供給  
・住宅の建設・買取費(国 7/8、地方公共団体 1/8)
2. 民間事業者等による供給  
・住宅の建設費の一部  
(国 17.5/100、地方公共団体 2.5/100、民間80/100)

※ 補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。



### 3. 福島再生賃貸住宅用地取得造成事業

#### 事業概要

避難指示解除後の町内復興拠点／郡内復興拠点の形成のための公的賃貸住宅整備を緊急かつ迅速に実施するため、公的賃貸住宅に係る用地取得費、土地造成費を補助対象とし、自治体の取組みを強力に支援する。

#### 補助対象・補助要件

- 地方公共団体が供給する福島再生賃貸住宅に係る用地の取得及び造成
  - ・住宅の建設等に伴う土地取得費、造成費等
- ※民間事業者が供給する場合は対象外

【土地造成現場の例】



#### 対象地域

12市町村

#### 交付団体

福島県・市町村

#### 事業実施主体

福島県・市町村

#### 国庫補助率等

国 7/8、地方公共団体1/8

※上記補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。

### 4. 学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)

#### 事業概要

復興後の地域づくり、帰還後の生活環境として不可欠な学校施設も、3年間の避難の間に相当な荒廃が進んでいる。公立学校施設の耐震化、改修事業等を行う。学校内の除染を行った結果、従来以上にグラウンドの排水環境が悪化しており、暗渠や表面舗装に抜本的な改修を行うことが望まれている。また、長期に渡り適切な維持管理が行われなかったために内部改修が必要な場合もある。更に、土埃を不必要に室内に取り込まないように空調を導入すること等のきめ細かい環境改善を行う。

#### 補助対象

公立学校(\*)の校舎・屋内運動場・寄宿舎等の耐震補強、改築、老朽化に伴う改修、非構造部材の耐震化、避難階段や備蓄倉庫の整備等

(\* 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校等)

#### 対象地域

12市町村

#### 交付団体

福島県・市町村

#### 事業実施主体

福島県・市町村

#### 補助要件

- 耐震補強:Is値0.7未満であること 等
  - 改築:老朽化等により、構造上危険な状態にあること 等
  - 老朽化に伴う改修:建築後20年以上経過していること 等
- (上記を含め、学校施設環境改善交付金と同様となる見込み)

#### 国庫補助率等

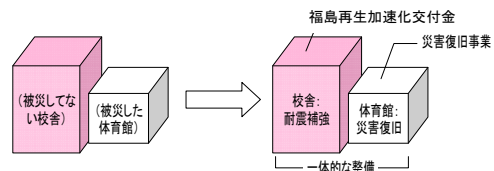
耐震補強の場合  
国:2/3等

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。

※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。

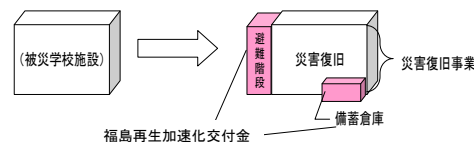
#### <対象となる事業の具体的なイメージ>

- 被災した学校施設の復旧事業と一体的に行う耐震補強



- 被災した学校施設の復旧事業と併行して行う屋上への避難階段や備蓄倉庫等の整備

※避難階段等は、被災前にはなかったものが対象。



## 6. 埋蔵文化財発掘調査事業

### 事業概要

住宅・店舗等の新築、改修等、福島再生に伴う埋蔵文化財発掘調査を迅速に実施するために必要となる費用を支援するための事業。郡内復興拠点等の生活拠点形成のための住宅建築等を実施する際に、埋蔵文化財の所在の有無、所在する場合の範囲及び性質（年代等）を明らかにし、開発事業等の内容、スケジュールを調整するために実施する、遺跡の試掘等による総合調査。避難指示解除後の新たな生活拠点形成において、埋蔵文化財の発掘調査や記録・資料等の保存整理が必要となる場合があり得るため、これに対する補助を行う。

### 補助対象

- ①大規模な開発事業等が予想される地域において、埋蔵文化財の所在の有無、所在する場合の範囲及び性質（年代等）を明らかにし、開発事業等の内容、スケジュール等を調整するために行う遺跡の試掘等による総合調査
- ②埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う発掘調査及び発掘された資料の保存整理 等



### 対象地域

12市町村

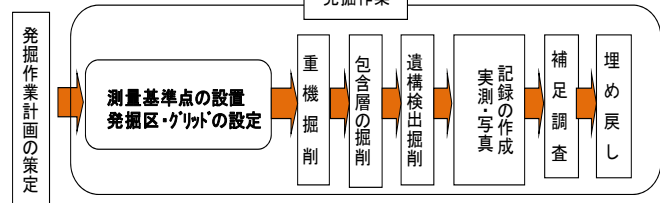
### 交付団体

福島県・市町村

### 事業実施主体

福島県・市町村・民間事業者等

### 発掘作業の流れ



### 国庫補助率等

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。  
※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。

国： 3/4等、地方公共団体： 1/4等

## 7. 生活環境向上支援事業

### 事業概要

原子力事故発災時に避難指示が出た地域では、避難指示が解除された後も、放射線への不安に対する対応を求める声が大い。原子力規制委員会が平成25年11月に取りまとめた報告書「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」においても、「国は、住民自身が放射線に対する不安に向き合うための自発的な活動を支援し、住民のニーズに応じて種々の対策を講じていくためには、関係する地方自治体、専門家、住民と協働して取り組むことが重要である。」と提言されている。このため、除染後においても、更なる生活環境の快適性と線量低減効果が同時に期待できるような、きめ細かい生活環境の向上対策を支援する。

### 補助対象・補助要件

生活環境の快適性と線量低減効果が同時に期待できるような、きめ細かい生活環境の向上対策  
<事業例>

- ①放射線を取り除く措置（公共の建物の附属物交換・修復、側溝の有蓋化、除染実施後の地域の清掃 等）
- ②放射線を遮蔽する措置（花壇の設置、周囲の景観を阻害しない形態での遮蔽板、掲示板等の設置 等）
- ③放射線を遠ざける措置（通路の付け替え等）
- ④放射線を取り込まない措置（井戸掘削による安心な生活用水確保 等）

（注）共同井戸による簡易水道の整備については「水道施設整備事業」で実施する。）

### 対象地域

- ・12市町村
- ・旧特定避難勧奨地点

### 交付団体

福島県・市町村

### 事業実施主体

福島県・市町村・民間事業者等

### 国庫補助率等

定額

【花壇の設置】





## 8. 水道施設整備事業

### 事業概要

避難指示区域等では、生活用水に沢水、表流水、浅井戸等を使用していた地域が少なくない。今後の復興の進展に伴う新しい生活の再開等にあたり、発災時に飛散した放射性物質の生活用水への混入等の可能性に対する不安が非常に強く、水道施設の整備等による生活用水の安定確保が帰還の前提として強く要請されている。こうした状況に鑑み、生活用水に対する不安払拭、生活環境の向上、公衆衛生の向上等を図るため地域の再生に必要な水道施設の整備を支援する。

### 補助対象

- ①取水施設(井戸、取水ポンプ等)
- ②貯水施設
- ③導送水施設(導水管、送水管等)
- ④浄水施設(浄水池等)
- ⑤配水施設(配水池、配水管等)

### 対象地域

- ・12市町村
- ・旧特定避難勧奨地点

### 交付団体

福島県・市町村(一部事務組合を含む)

### 事業実施主体

福島県、市町村(一部事務組合を含む)

### 国庫補助率等

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。  
※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。

補助率：国 2/3、地方公共団体 1/3

【簡易水道の整備】



## 10. 放射線測定装置・機器等整備支援事業

### 事業概要

避難指示解除後、帰還時に懸念される放射線への不安等の課題に対応し、住民の安心を確保するため、避難指示区域等に空間線量率をリアルタイムで測定するシステム及び可搬型モニタリングポストを、市町村や帰還住民等のニーズに応じて増設する。

住民の帰還にあたってのモニタリングポスト等の増設は、25年度で完了する予定としていたが、その後、平成25年11月に原子力規制委員会から公表された「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」において、住民の被ばく線量の低減に資する対策として、避難指示区域におけるモニタリングポストの増設が提言された。これを踏まえ、本事業では、よりきめ細かく空間線量率を測定するために必要なモニタリングポスト等の増設を行う。

### 補助対象・補助要件

- ① 主要施設等におけるリアルタイムな線量測定システムの設置
- ② 可搬型モニタリングポストの設置

### 対象地域

- ・12市町村
- ・旧特定避難勧奨地点

### 交付団体

福島県・市町村

### 事業実施主体

福島県・市町村

### 国庫補助率等

定額

【可搬型モニタリングポストの例】



【リアルタイム線量測定システム(川内村)】



## 11. 個人線量管理・線量低減活動支援事業

### 事業概要

原子力規制委員会が平成25年11月に取りまとめた「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえ、同年12月に閣議決定を行った「原子力災害からの福島復興再生の加速に向けて」において、住民の方々の自発的な活動を支援するため、帰還する住民に対して、個々人が被ばくする「個人線量」の把握、被ばく低減対策、健康影響の丁寧な説明等の措置を講じることとされた。

本事業では、避難指示解除前に希望する住民に対する個人線量計の貸与・測定、住民が消費する食物や飲料水等の線量測定、屋内の被ばく線量低減に資する事業の実証などを実施し、放射線に関する住民の不安の解消に資する取組を実施する。

### 補助対象・補助要件

- ① 個人線量の把握・管理
  - ・避難指示解除前に希望する住民への個人線量計のリース・管理（個人線量計の検査・校正のための一時回収・再配布等）。測定された個人線量計データを分析し、例えば、住民の職業・生活パターンに応じた線量を把握等。
- ② 被ばく線量低減対策
  - ・WBCによる内部被ばく検査機器、放射線測定機器、ガンマカメラや飲料水などの検査機器の整備等
  - ・避難指示地域内の井戸水の水質検査、土壌・空間などの環境放射線量の測定、山林キノコ等、内部被ばくの可能性がある食品の線量測定、内部被ばく検査、がん検診などの健康影響の不安解消に資する検査、地域毎の詳細な放射線量マップの作成等
  - ・測定結果などの管理・分析・公表、住民への周知、HPの作成等
- ③ 屋内の放射線源の確定、屋内放射線源除去手法の実証事業及びその手法の展開等
- ④ 住民が抱える放射線リスク等に関する、専門家等を招いた少人数等での対話集会の開催等

### 対象地域

- ・12市町村
- ・旧特定避難勧奨地点 等

### 交付団体

福島県・市町村

### 事業実施主体

福島県・市町村・  
民間事業者等

### 国庫補助率

定額



## 12. 相談員育成・配置事業

### 事業概要

原子力規制委員会が平成25年11月に取りまとめた「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」を踏まえ、同年12月に閣議決定を行った「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において、帰還の選択をする住民あるいは帰還後の住民等に対し、放射線防護策、健康対策や帰還後の生活再開等への様々な不安の解消に向け、「相談員」を配置することとされた。

本事業では、相談員の育成・配置に必要な措置を行う。

### 補助対象・補助要件

- 各行政区等の地域のコミュニティ単位で、医師や保健師、地方自治体職員OB、地元コミュニティ内で信頼のある自治会長や元教師などを市町村が「相談員」として配置等を行う。
- 相談員は放射線不安や帰還後の生活再開への不安等に関する住民からの相談に応じ、住民の不安低減に資する取組（放射線防護等に関するアドバイス、勉強会、地域間交流等）を企画立案・実施する。
- 相談員の活動をバックアップするため、住民向け勉強会における講師や相談員向けアドバイザー等の役割を担う、放射線や医療に関する専門家を招へい等を行う。

### 対象地域

- ・12市町村
- ・旧特定避難勧奨地点 等

### 交付団体

福島県・市町村

### 事業実施主体

福島県・市町村・民間事業者等

### 国庫補助率等

定額

【相談員の配置(イメージ)】



## 28. 農山村地域復興基盤総合整備事業

### 事業概要

原子力災害により被災した農山村地域の農林業再生の加速化のため、農地・農業用施設等の生産基盤、集落排水施設等の集落基盤等の総合的な整備を実施する。

### 補助対象

#### <対象事業>

- ①復興基盤総合整備事業、②農地整備事業、③水利施設整備事業、④農地防災事業、⑤広域農業用水適正管理対策事業、⑥農業水利施設等保全再生事業、⑦営農再開支援水利施設等保全事業、⑧農業集落排水事業、⑨中山間地域総合整備事業、⑩草地畜産基盤整備事業、⑪畜産環境総合整備事業、⑫森林整備事業、⑬復興整備実施計画



### 対象地域

12市町村 等

### 事業実施主体

福島県、市町村、農業者等の組織する団体等

### 交付団体

福島県、市町村

### 国庫補助率等

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。  
 ※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。  
 ※事業内容により、基本国費率が異なる。

- ①復興整備実施計画(事業実施に必要な調査・設計)について、国:定額
- ②上記①以外について、国:3/4等、地方公共団体等:1/4等

## 29. 農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業

### 事業概要

安心・安全な農山漁村への定住及び交流等の促進を図るため、避難住民の早期帰還による農林水産業の再開に向けた生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設等の環境整備等を実施する。

### 補助対象

- ①被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設の復旧等
- ②災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設の整備、補強、機能強化等
- ③農林水産業の再開に必要な生産施設等の環境整備等
- ④廃校等の地域資源を活用した集落拠点づくり等の整備

### 対象地域

12市町村

### 交付団体

福島県、市町村

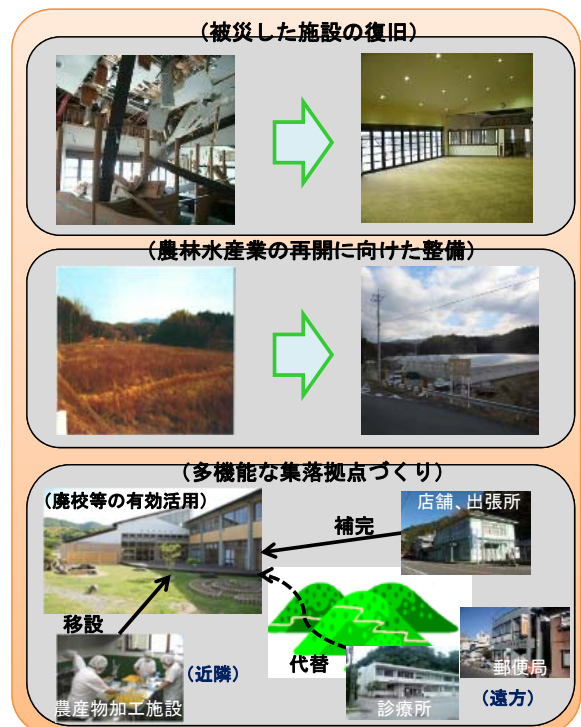
### 事業実施主体

福島県、市町村、農林漁業者等の組織する団体 等

### 国庫補助率等

国:3/4等、地方公共団体等:1/4等

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。  
 ※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。  
 ※事業内容により、基本国費率が異なる。





## 30. 農業基盤整備促進事業

### 事業概要

原子力災害により被災した地域の復興を加速するため、地域の実情に応じ、農地の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水整備等の簡易な基盤整備を実施する。

### 補助対象

- ① 農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施(定率助成)
- ② 農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置といった簡易な整備を実施(定額助成)

### 対象地域

12市町村

### 交付団体

福島県、市町村

### 事業実施主体

福島県、市町村、  
農業者等の組織する団体  
(土地改良区等)

### 国庫補助率等

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。

※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。

国: 3/4 等、地方公共団体等: 1/4 等  
定額(区画拡大(10万円/10a等)、  
暗渠排水(15万円/10a)等)

### 【事業内容のイメージ】



## 34. 原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業

### 事業概要

原子力災害被災地においては、上下水道やガス等の産業インフラが未だ完全には復旧していない中、12市町村への企業の帰還や新規立地を促進していくことが必要。避難企業の帰還や企業誘致の加速に向け、既存の産業団地等の再整備に加え、新規の産業団地等の整備が急務の課題。このため、リスクの高い産業団地等の整備等について、被災自治体が整備する際の支援を行い、早期に産業団地等を整備・再編し、企業の帰還・新規立地を加速させていく。

### 補助対象

自治体が撤退企業等からの用地買収・借り上げ等による産業団地(工業団地や産業用地)の再整備や新たな産業団地の整備により、帰還企業又は新規立地企業に対して産業団地の賃貸を行う事業(※)に要する以下の経費  
・産業団地の整備に係る調査設計費 ・用地取得、土地造成費 ・施設改修・解体・撤去費 ・土壌汚染対策費  
・関連インフラ整備費(上下水道、電気・ガス、排水処理、道路、防災調整池、公園・緑地、放射線モニタリングポスト等)  
・附属施設・設備整備費(共用集会所等) ・企業誘致事業費(ニーズ調査、ホームページの整備、説明会開催等)

※自治体が企業等に対して整備した産業団地・工業団地等の売却(譲渡)を行う場合は、国庫返納の対象となる。  
賃貸料は、団地内の施設維持経費及びそれに類するものに充当するものとする。

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。  
※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。

### 対象地域

12市町村

### 交付団体・事業実施主体

福島県・市町村

### 国庫補助率等

国: 3/4、県・市町村: 1/4

### 市町村の計画

再生加速化事業計画の申請項目(※)に加えて、市町村が作成する復興整備計画との整合を図ること。

### 入居企業

娯楽営業、風俗営業、投機的営業等の不適切な業種が入居しないように制限する。

### 【工業団地造成の例】



※再生加速化事業計画の申請項目: ①計画の区域、再生加速化の目標、③事業概要及び地域の再生加速化との関係、④要する費用、⑤実施主体、⑥その他

## 36. 事業者等向け浄化槽導入等支援事業

### 事業概要

福島の復興・再生には、住民の方々の帰還と産業の再開が車の両輪として不可欠である。しかし、企業等の事業者にとっては、下水道インフラ修復が遅れていることが早期再開の障害となっている。復興加速のため、下水道インフラが修復されるまでの間、各事業所等に浄化槽を設置して下水処理を行う環境を整備し、事業者や商業施設の早期再開を目指す。

### 補助対象

原子力災害被災地の早期事業再開を促進するため、事業所に浄化槽を設置（既存の浄化槽設備の復旧を含む）する者に対し設置費用を助成する事業（事業者設置型）や、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うために必要な費用を助成する事業（市町村設置型）を実施。

### 対象地域

12市町村

### 交付団体

福島県・市町村

### 事業実施主体

福島県・市町村・  
民間事業者等

### 国庫補助率等

- 市町村設置型 国：7/8、地方公共団体：1/8
- 事業者設置型 国：3/4、地方公共団体：1/8、  
民間事業者：1/8

※別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置を講じる。  
※補助率は本交付金による地方公共団体負担分の50%の追加支援を含む。





平成 26 年 9 月 12 日

復興庁

福島再生加速化交付金（第 5 回）《長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）第 7 回》の交付可能額通知及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針の公表について

「福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）」について、本日、交付可能額を通知します。

また、受入市町村ごとに、県、受入市町村、避難元市町村及び国による協議で合意した内容を取りまとめた復興公営住宅や関連する基盤整備等に関する取組方針に関して、生活拠点を形成する 4 市町について改定を行ったので、あわせて公表します。

1. コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 7 回）について

別紙 1 のとおり

2. 受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針について

別紙 2 のとおり

本件連絡先：  
復興庁  
原子力災害復興班 八木、石川、林  
TEL：03-5545-7369

## コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第 7 回）について

福島県、受入市町村及び避難元市町村から提出された 6 市町村の生活拠点形成事業計画に対して行う交付可能額の通知は以下のとおり。

## 1. 交付可能額について

今回配分額 事業費：8,992 百万円 国費：7,866 百万円  
 (注) 計数は精査の結果、今後変動があり得る。

(既配分額 事業費：87,274 百万円 国費：76,250 百万円)

## 生活拠点形成事業計画別及び事業主体別の交付可能額（第 7 回）

事業計画名	事業主体	交付可能額 (百万円)		主な配分内容
		事業費	国費	
福島市生活拠点形成事業計画	福島県	621	544	用地・設計
いわき市生活拠点形成事業計画	福島県	1,622	1,419	用地・設計ほか
南相馬市生活拠点形成事業計画	福島県	3,521	3,081	用地・設計ほか
桑折町生活拠点形成事業計画	桑折町	43	38	建設
三春町生活拠点形成事業計画	三春町・葛尾村	3,167	2,770	建設・道路ほか
川内村生活拠点形成事業計画	川内村	18	14	避難者支援
合計		8,992	7,866	

(注) 端数処理により、合計と一致しない場合がある。

## 2. 主な事業

- 災害公営住宅整備事業等  
 福島県等に対し、約 7,842 百万円（国費）を通知（事業費：約 8,962 百万円）。  
 ※これにより、原発避難者向けの復興公営住宅としては、414 戸に新たに配分。
- 道路事業  
 三春町に対し、約 9 百万円（国費）を通知（事業費：約 12 百万円）。

○ 避難者支援事業等

川内村に対し、復興公営住宅の駐車場整備として約 14 百万円（国費）を通知（事業費：約 18 百万円）。

3. 今後の予定について

第 8 回事業計画の提出受付時期は福島県、受入市町村及び避難元市町村等の作業状況等を踏まえて検討。

別紙 1 - 参考 1 原発避難者向け復興公営住宅の整備状況  
参考 2 原発避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況

## 原発避難者向け復興公営住宅の整備状況

今回配分の 414 戸分を加え、原発避難者向けの復興公営住宅は全体整備計画戸数 4,890 戸のうち 4,345 戸に配分。

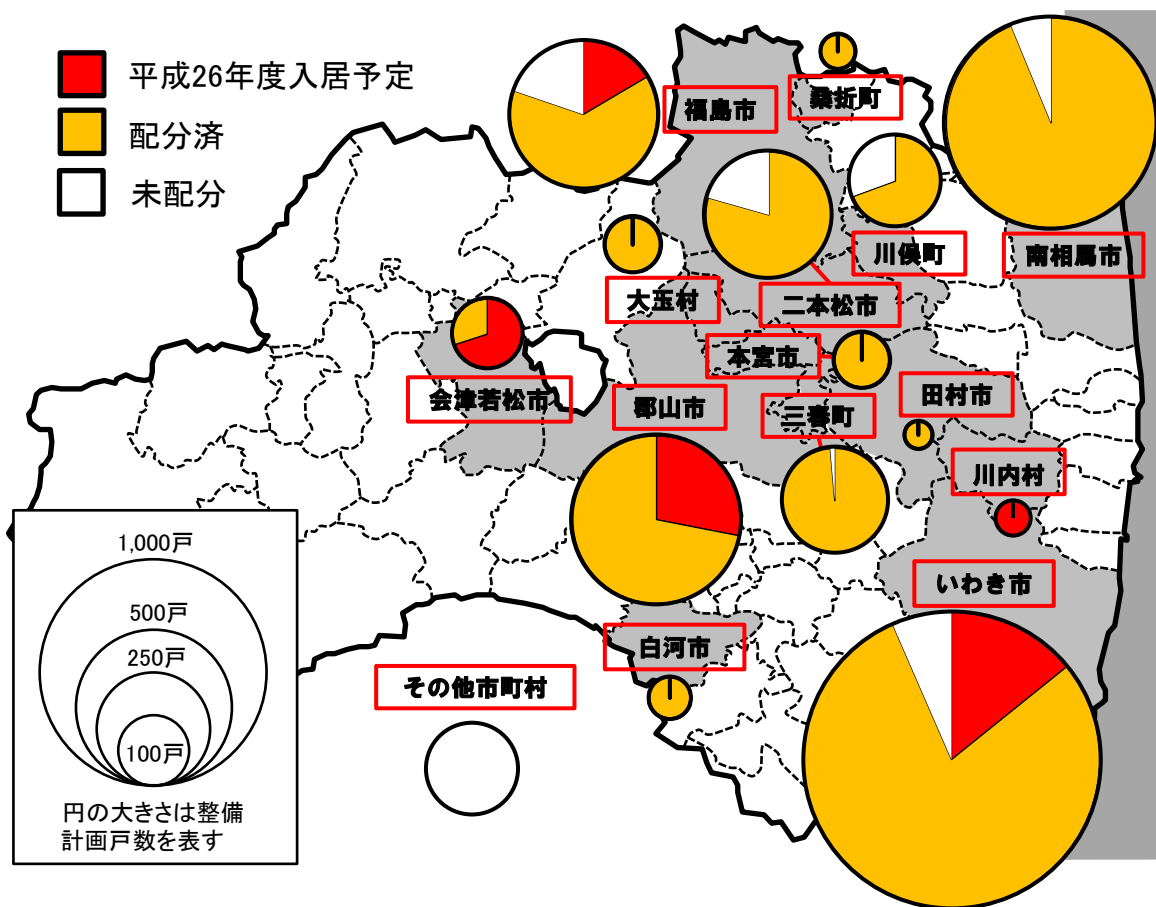
(平成 26 年 9 月現在)

受入 市町村	既配分	今回 配分 (新規)	計				全体整備 計画戸数
				用地確 保済	建築 着工	完成	
福島市	294 戸	51 戸	345 戸	129 戸	129 戸	23 戸	430 戸
会津若松市	100 戸	—	100 戸	70 戸	70 戸	0 戸	100 戸
郡山市	570 戸	—	570 戸	445 戸	314 戸	0 戸	570 戸
いわき市	1,562 戸	83 戸	1,645 戸	962 戸	250 戸	0 戸	1,760 戸
二本松市	270 戸	—	270 戸	270 戸	0 戸	0 戸	340 戸
南相馬市	564 戸	280 戸	844 戸	264 戸	0 戸	0 戸	900 戸
川俣町	118 戸	—	118 戸	40 戸	0 戸	0 戸	170 戸
三春町	217 戸	—	217 戸	125 戸	0 戸	0 戸	220 戸
桑折町	25 戸	—	25 戸	25 戸	25 戸	0 戸	400 戸
大玉村	67 戸	—	67 戸	67 戸	0 戸	0 戸	
川内村	25 戸	—	25 戸	25 戸	0 戸	0 戸	
田村市	18 戸	—	18 戸	0 戸	0 戸	0 戸	
本宮市	61 戸	—	61 戸	41 戸	0 戸	0 戸	
白河市	40 戸	—	40 戸	40 戸	0 戸	0 戸	
その他	—	—	—	—	—	—	
計	3,931 戸	414 戸	4,345 戸	2,503 戸	788 戸	23 戸	4,890 戸

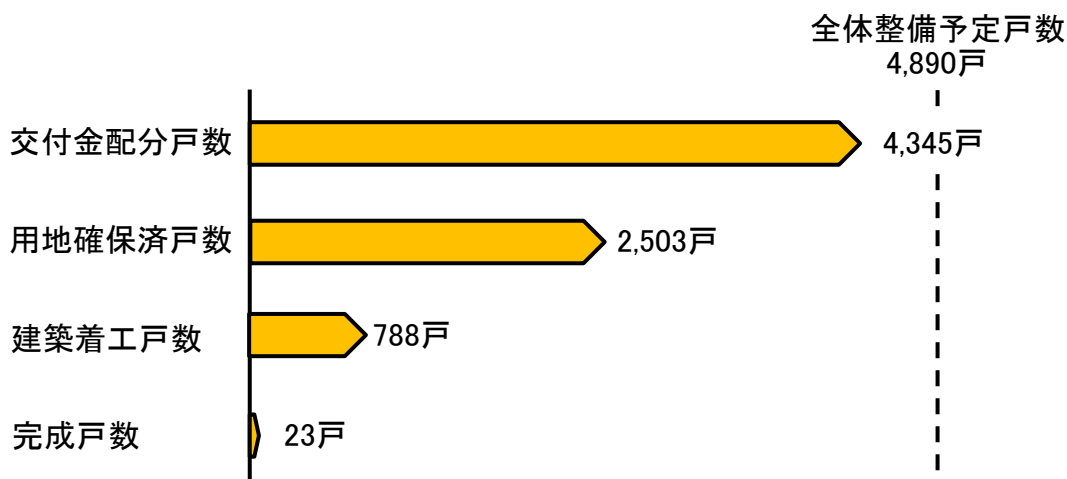
※全体整備計画戸数（平成 25 年 12 月 20 日公表）

# 原発避難者向け復興公営住宅の整備の進捗状況

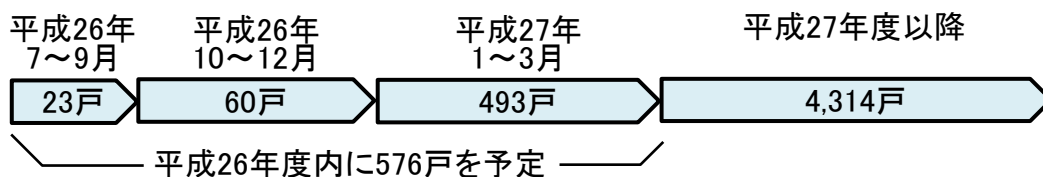
## 1. 交付金配分済みの復興公営住宅の戸数



## 2. 復興公営住宅の整備の進捗状況(平成26年9月現在)



## 3. 復興公営住宅の入居予定時期(平成26年9月現在)



※あくまで現時点の予定であり、今後の進捗状況により、前後する場合があります。



## 受入市町村ごとの長期避難者等の生活拠点の 形成に向けた取組方針の公表について

### 1. 概要

コミュニティ復活交付金（第7回）の交付可能額通知にあたり、長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針に関して、必要な改定を行った受入4市町（福島市、いわき市、南相馬市及び三春町）の取組方針を公表する。

（注）長期避難者等の生活拠点（町外コミュニティ）の形成に向けて、受入市町村ごとに、福島県、受入市町村、避難元市町村、国が、復興公営住宅の整備、道路等の関連基盤の整備、避難者の交流事業などのソフト施策等に関して、具体的な協議を行っており、合意した内容を取組方針として取りまとめ、公表することとしている。

### 2. 今回方針を公表（改定）する拠点 ※括弧内は避難元市町村名

- ・ 福島市（飯舘村、浪江町）平成25年9月20日策定
- ・ いわき市（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）平成25年9月20日策定
- ・ 南相馬市（双葉町、浪江町、飯舘村）平成25年11月8日策定
- ・ 三春町（富岡町、葛尾村）平成25年9月20日策定

### 3. 内容

- ・ 避難者数や役場出張所の設置など、受入れの現状
- ・ 復興公営住宅や、道路など関連基盤の整備の取組方針
- ・ 避難者の交流事業など避難者支援策の取組方針 など

### 4. 今後の取扱い

- ・ 今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。
- ・ 今回公表していない生活拠点の形成に向けた取組方針についても、取りまとめた段階で公表する。

(注) 今回、交付可能額通知を行った受入市町村のうち、桑折町については、新たに配分する復興公営住宅の用地等がなく、復興公営住宅整備予定戸数  
 その他合意事項に変更がなかったため、取組方針の改定は行っていない。

また、川内村については、同一市町村内における避難であり、協議の場  
 を設置して協議する必要がないため、取組方針を策定していない。

(参考) 事務担当者会議（個別部会）の構成

受入市町村	避難元市町村	取組方針策定日
福島市	飯舘村、浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 7 月 11 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定
会津若松市	大熊町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 5 月 23 日改定
郡山市	富岡町、大熊町、双葉町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 25 年 11 月 8 日改定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 3 月 7 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定
いわき市	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 25 年 11 月 8 日改定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定
白河市	双葉町	平成 26 年 7 月 11 日策定
二本松市	浪江町	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定
田村市	大熊町	平成 26 年 5 月 23 日策定
南相馬市	双葉町、浪江町、飯舘村	平成 25 年 11 月 8 日策定 平成 26 年 2 月 14 日改定 平成 26 年 5 月 23 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定
本宮市	浪江町、大熊町	平成 26 年 5 月 23 日策定 平成 26 年 7 月 11 日改定
桑折町	浪江町	平成 25 年 11 月 8 日策定
川俣町	飯舘村	平成 26 年 5 月 23 日策定
大玉村	富岡町	平成 26 年 2 月 14 日策定
三春町	富岡町、葛尾村	平成 25 年 9 月 20 日策定 平成 26 年 3 月 7 日改定 平成 26 年 9 月 12 日改定
広野町	富岡町、大熊町	—

※国（復興庁）、福島県は全ての個別部会に参画。

※広野町については未策定。

# 長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 (平成 26 年 9 月 12 日に方針を公表 (改定) する拠点の概要)

## 本取組方針の位置づけ

長期避難者等の生活拠点 (町外コミュニティ) の形成に向けて、福島県、受入市町村、避難元市町村、国が、復興公営住宅、道路等関連基盤の整備、避難者の交流事業などのソフト施策等に関して、具体的に協議し、合意した内容を取組方針として取りまとめたもの。

## 本取組方針の構成

1. 避難者等の受け入れの状況 仮設住宅、借り上げ住宅への入居状況
2. 生活拠点形成に向けた取組方針 復興公営住宅や関連基盤の整備方針 等
3. 生活拠点の形成に向けた支援策 避難者のニーズに応じた各種支援策 等

## 方針を公表 (改定) する拠点 (福島市、いわき市、南相馬市、三春町) の概要

### 公表 (改定) の理由

- 【福島市、いわき市、南相馬市】 復興公営住宅の新規整備地区を位置づけ
- 【三春町】 復興公営住宅整備の関連基盤として、新規道路事業を位置づけ

### 概要

#### 1. 避難者等の受け入れの状況

- 【福島市】 仮設住宅 (15 か所)、借り上げ住宅等に約 8,100 人が生活  
主な避難元市町村は、浪江町、飯舘村、双葉町
- 【いわき市】 仮設住宅 (35 か所)、借り上げ住宅等に約 18,700 人が生活  
主な避難元市町村は、楡葉町、富岡町、大熊町、広野町、浪江町、双葉町
- 【南相馬市】 仮設住宅 (1 か所)、借り上げ住宅等に約 1,500 人が生活  
主な避難元市町村は、浪江町、飯舘村、双葉町
- 【三春町】 仮設住宅 (15 か所)、借り上げ住宅等に約 1,400 人が生活  
避難元市町村は、葛尾村、富岡町

\*いずれも平成 26 年 7 月 31 日時点

#### 2. 生活拠点形成に向けた取組方針

##### 復興公営住宅

- 【福島市】 430 戸計画し、うち 6 地区 (345 戸分) の整備方針を具体化
- 【いわき市】 1,760 戸計画し、うち 14 地区 (1,645 戸分) の整備方針を具体化
- 【南相馬市】 900 戸計画し、うち 5 地区 (844 戸分) の整備方針を具体化
- 【三春町】 217 戸計画し、2 地区 (217 戸分) で整備方針を具体化

\*いずれも今回 (第 7 回) の交付金可能額通知時点

平成 25 年 9 月 20 日  
 平成 26 年 2 月 14 日改定  
 平成 26 年 5 月 23 日改定  
 平成 26 年 7 月 11 日改定  
 平成 26 年 9 月 12 日改定  
 福 島 県  
 福 島 市  
 浪 江 町  
 飯 館 村  
 復 興 庁

## 長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《福島市-浪江町、飯館村》

### 1. 避難者等の受け入れの状況

#### ＜避難者の受け入れ＞

- ・福島市において、松川町金沢 松川工業団地など市内 15 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 8,100 人が生活している。
  - ・主な避難元市町村の内訳は、浪江町が約 2,900 人、飯館村が約 2,800 人、双葉町が約 300 人（平成 26 年 7 月 31 日時点）
  - ・応急仮設住宅入居（約 8,100 人）の割合は、建設分が約 2 割、民間賃貸住宅分が約 8 割となっている。
- ※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅（建設分）の入居状況】（平成 26 年 7 月 31 日時点）

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
浪江町	笹谷(笹谷東部)	182	162	322
	南矢野目(南矢野目)	208	183	363
	飯坂町平野(北幹線第一)	196	167	306
	上鳥渡(しのぶ台)	112	58	112
	森合町(森合町)	18	15	26
	宮代(宮代第一)	128	33	48
	宮代(宮代第二)	48	17	30
	佐原(旧佐原小学校)	32	21	47
飯館村	松川町(旧松川小学校)	46	37	78
	松川町金沢(松川工業団地第一)	118	112	195
	松川町金沢(松川工業団地第二)	109	100	191
	飯野町明治(旧明治小学校)	30	25	49
	飯野町(旧飯野小学校)	35	31	68
双葉町	飯坂町平野(北幹線第二)	88	42	70
	さくら(さくら)	32	21	33
計		1,382	1,024	1,938

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）契約及び入居状況】（平成 26 年 7 月 31 日時点）

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
郡山市	3	3	飯館村	959	2,185
須賀川市	1	2	大熊町	80	159
田村市	3	3	富岡町	99	225
新地町	0	0	浪江町	799	1,661
相馬市	8	11	檜葉町	24	37
南相馬市	560	1,368	広野町	9	11
いわき市	8	23	葛尾村	8	16
伊達市	14	33	川内村	10	19
川俣町	105	225	双葉町	106	199
			計	2,796	6,180

### <公共施設等の受入れ>

- ・ 福島市内には、全村避難をしている飯舘村が同市飯野地区に役場機能を置いているほか、仮設幼稚園、飯舘中学校、給食センターを置くとともに（なお、飯舘小学校は川俣町内に置かれている）、福島市中心部等から飯野地区等に置かれている仮設幼稚園、小中学校までスクールバスを運行している。
- ・ このほか、浪江町が避難に伴い、福島市役所内に出張所（主な機能は二本松市内）を設置している。

## 2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

### (1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ 福島市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」に基づき 430 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・ 上記整備計画に基づく 430 戸について、第一期整備分及び飯舘村営分の 71 戸は平成 26 年度の入居を目指し、第二期整備分の 274 戸は平成 27 年度以降早期の入居を目指し、整備に取り組む。残りの 85 戸分については、現時点で建設場所は未定であるが、整備の具体化に向けて取り組む。
- ・ なお、飯野地区の村営住宅は、村の「いいたてまでいな復興計画」において、村外子育て拠点と位置付けられており、同地区の仮設幼稚園等に通学する子どもをもつ世帯の入居を想定している。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置する。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

#### 【復興公営住宅の整備予定】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数				
						飯舘村				共通
	福島市飯野	飯舘村	23 戸	戸建・長屋住宅	H26 年度第2四半期	—				
第一期	福島市鎌田	県	24 戸	集合住宅	H26 年度第4四半期	24				
	福島市笹谷	県	24 戸	集合住宅	H26 年度第4四半期	24				
	計	—	48 戸	—	—					
第二期	福島市飯坂	県	58 戸	集合住宅	H27 年度					
	福島市北沢又	県	165 戸	集合住宅	H27 年度以降早期	未定				
	福島市北中央	県	51 戸	集合住宅	H27 年度以降早期					
	計	—	274 戸	—	—					
現在計		—	345 戸	—	—					



未定	—	85戸	—	—					
合計	—	430戸	—	—					

<募集方法（第一期）について>

- ・ 団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記のとおり。
- ・ すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者（75歳以上）、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- ・ 「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・ 1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・ 子育て等世帯（「平成26年4月1日現在18歳未満の子」又は「妊婦」を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を5割増しとする。

(2) 役場機能

- ・ 各避難元町村において、福島市内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、次の役場機能を維持する。

〔飯舘村〕 飯野出張所（所在地：福島市飯野町字後川10-2）

※ 平成26年4月1日より2つの課（復興対策課、除染推進課）が本庁で勤務

〔浪江町〕 福島出張所（所在地：福島市五老内町3-1）

(3) 関連基盤

<教育機関>

- ・ 飯舘村に関しては、当面の間は、福島市飯野地区等に置かれている村営の幼稚園、小中学校の運営、スクールバスの運行を継続する。
- ・ 福島市において、一定程度の児童等の受入れ余地はあることから、受入態勢の状況の推移の把握に努める。

<医療機関、介護サービス>

- ・ 福島市内の医療機関については、現在のところ、避難者の増加に伴う混雑などに対する直接の苦情は見受けられないが、医師、看護師は不足の状況にはあることから、状況の注視が必要である。
- ・ 福島市内の介護サービスについては、現在のところ、避難者の増加に伴う直接の苦情は見受けられないが、一部の介護施設においては震災以前から満床状態で待機者の多い状況にあったことから、状況の注視が必要である。

(4) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<コミュニティ交流員の配置>

- ・ 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置予定時期
福島市飯野	1名	H26.10～
福島市鎌田	1名	H27.1～
福島市笹谷		

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、福島市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

### 3. 生活拠点の形成に向けた支援策

#### (1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

#### (2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者とその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、飯舘村、双葉町は平成 25 年 2 月から、浪江町は平成 25 年 3 月から発行を開始している。

・ 【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】 (平成 26 年 7 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	291 人	831 枚	川内村	H25.4.1～	124 人	133 枚
田村市	H25.2.15～	55 人	55 枚	大熊町	H25.3.1～	3,366 人	4,070 枚
南相馬市	H25.2.15～	1,864 人	2,573 枚	双葉町	H25.2.1～	-	2,379 枚
川俣町	H25.2.12～	79 人	81 枚	浪江町	H25.3.1～	-	6,522 枚
広野町	H25.2.15～	181 人	205 枚	葛尾村	H25.2.1～	250 人	291 枚
楢葉町	H25.4.1～	1,131 人	1,131 枚	飯舘村	H25.2.15～	375 人	446 枚
富岡町	H25.4.1～	-	4,285 枚	計		(7,716 人)※	23,002 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

#### (3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

平成 25 年 9 月 20 日  
 平成 25 年 11 月 8 日改定  
 平成 26 年 2 月 14 日改定  
 平成 26 年 5 月 23 日改定  
 平成 26 年 9 月 12 日改定

福 島 県  
 い わ き 市  
 富 岡 町  
 大 熊 町  
 双 葉 町  
 浪 江 町  
 復 興 庁

## 長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《いわき市-富岡町、大熊町、双葉町、浪江町》

### 1. 避難者等の受け入れの状況

#### <避難者の受け入れ>

- ・ いわき市において、中央台高久、好間工業団地など市内 35 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 18,700 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、檜葉町が約 5,200 人、富岡町が約 4,100 人、大熊町が約 2,400 人、広野町が約 2,900 人、浪江町が約 1,500 人、双葉町が約 1,100 人。(平成 26 年 7 月 31 日時点)
- ・ 応急仮設住宅入居(約 18,700 人)の割合は、建設分が約 3 割、民間賃貸住宅分が約 7 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数(福島県調べ)によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

#### 【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】

(平成 26 年 7 月 31 日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
富岡町	平下高久(平下高久)	90	89	164
	泉玉露(泉)	220	190	381
	内郷宮町(内郷宮町)	80	80	80
	好間町上好間(好間)	62	51	119
大熊町	渡辺町昼野(渡辺町昼野)	88	84	141
	鹿島町下矢田(鹿島町下矢田)	91	80	141
	小名浜上神白(小名浜上神白)	63	55	110
	鹿島町下矢田(鹿島町下矢田第二)	50	36	72
	好間工業団地(好間工業団地第一、第二、第三)	362	333	644
双葉町	南台(南台)	259	224	371
広野町	中央台高久(高久第二、第三、第四、第七)	217	188	455
	中央台鹿島(鹿島)	18	16	39
	常磐関船町迎(常磐迎第一、第二)	140	109	279
	四倉町(四倉町鬼越)	230	183	410
	四倉町芳ノ沢(四倉工業団地)	103	82	157
檜葉町	中央台高久(高久第五、第六)	35	34	71
	中央台飯野(飯野)	16	15	40
	平上高久(高久第八)	123	121	248
	平下山口(高久第九)	202	188	394
	平上山口(高久第十)	200	195	446

	平作町(作町)	57	57	128
	常磐西郷町錢田(常磐錢田)	50	47	143
	平上荒川(上荒川)	250	236	470
	内郷白水町(内郷白水)	61	55	112
	四倉町細谷(四倉町細谷)	40	40	81
	小名浜林城(林城八反田)	106	95	213
	小名浜相子島(小名浜相子島)	40	35	63
川内村	四倉町(四倉町鬼越)	50	50	82
	小名浜大原(小名浜大原)	20	19	44
計		3,323	2,987	6,098

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】 (平成26年7月31日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	15	26	浪江町	753	1,526
南相馬市	272	553	檜葉町	1,171	2,814
川俣町	1	1	広野町	573	1,536
飯館村	4	5	葛尾村	11	22
大熊町	783	1,768	川内村	91	201
富岡町	1,437	3,356	双葉町	397	755
			計	5,508	12,563

＜公共施設等の受入れ＞

- ・ いわき市内には、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町が避難に伴い役場機能を設置しており、檜葉町が中央台飯野三丁目に、双葉町が東田町二丁目にそれぞれ主な役場機能を設置している。また、富岡町が平字梅本にいわき支所（主な役場機能は郡山事務所）、大熊町が好間工業団地にいわき出張所（主な役場機能は会津若松出張所）、浪江町が平字堂根町にいわき出張所（主な役場機能は二本松事務所）を設置している。
- ・ 双葉町は、平成26年4月にいわき市錦町（旧東邦銀行錦支店）にて、町立幼稚園、小学校、中学校を再開。平成26年8月には新設仮設校舎（錦町御宝殿旧錦星幼稚園跡地）を開校している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ いわき市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成25年12月）」に基づき1,760戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・ 上記整備計画に基づく1,760戸について、第一期整備分の250戸は平成26年度の入居を目指し、第二期整備分から第五期整備分の1,395戸は平成27年度の入居を目指し、整備に取り組む。残る115戸については、現時点で建設場所は未定であるが、整備の具体化に向け取り組む。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置する。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数				
						富岡町	大熊町	双葉町	浪江町	共通
第一期	小名浜、永崎地区	県	200 戸	集合住宅	H26 年度 第4四半期	80	35	25	60	
	常磐地区	県	50 戸	集合住宅	H26 年度 第4四半期					50
	計	—	250 戸	—	—					
第二期	平八幡地区	県	12 戸	集合住宅	H27 年度	12				
	小名浜大原地区	県	50 戸	集合住宅	H27 年度	10	40			
	小川地区	県	53 戸	木造 2 階建	H27 年度	53				
	計	—	115 戸	—	—					
第三期	北好間中川原地区	県	300 戸	集合住宅	H27 年度	120	150		20	10
	勿来酒井地区	県	200 戸	木造戸建て 及び 集合住宅	H27 年度			190		10
	泉町本谷地区	県	250 戸	集合住宅	H27 年度	100	20		130	
	内郷宮町地区	県	70 戸	集合住宅	H27 年度				70	
	計	—	820 戸	—	—					
第四期	小川2地区	県	50 戸	木造戸建て	H27 年度	50				
	小川3地区	県	30 戸	木造戸建て	H27 年度	30				
	常磐2地区	県	150 戸	集合住宅	H27 年度	100			50	
	四倉地区	県	150 戸	集合住宅	H27 年度	50			100	
	計	—	380 戸	—	—					
第五期	平赤井地区	県	80 戸	集合住宅	H27 年度		30			50
	計	—	80 戸	—	—					
今後整備予定		—	115 戸	—	—	未定				
合計		—	1760 戸	—	—					

＜募集方法（第一期及び第二期）について＞

- ・ 団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記のとおり。
- ・ すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者(75歳以上)、障がい者または要介護者を含む世帯)に該当する方のみが申込み可能。
- ・ 「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・ 1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・ 子育て等世帯（募集開始日現在18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を5割増しとする。

(2) 関連基盤

長期避難者の受入に伴う関連基盤の整備を検討する。

＜道路整備＞

- ・ 小名浜地区の復興公営住宅整備に伴い、県道小名浜四倉線の交差点改良等を行う。
- ・ 小名浜大原地区の復興公営住宅整備に伴い、市道大道北2号線の道路改良等を行う。
- ・ 勿来酒井地区の復興公営住宅整備に伴い、市道御宝殿3号線外1線の道路改良等を行う。

### (3) コミュニティの維持・形成に向けた取組

#### <コミュニティ交流員の配置>

- 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行う交流等を担うコミュニティ交流員を配置する。

#### 【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置予定時期
小名浜、永崎地区	2名	H26.11～
	2名	
常磐地区	1名	H27.1～

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備にあたっては、いわき市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合に留意する。

## 3. 生活拠点の形成に向けた支援策

### (1) 避難者支援

- 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいつくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

### (2) 届出避難場所証明

- 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者とその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成24年12月19日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、双葉町は平成25年2月から、浪江町、大熊町は平成25年3月から、富岡町は平成25年4月から発行を開始している。

#### 【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】 (平成26年7月31日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	291人	831枚	川内村	H25.4.1～	124人	133枚
田村市	H25.2.15～	55人	55枚	大熊町	H25.3.1～	3,366人	4,070枚
南相馬市	H25.2.15～	1,864人	2,573枚	双葉町	H25.2.1～	-	2,379枚
川俣町	H25.2.12～	79人	81枚	浪江町	H25.3.1～	-	6,522枚
広野町	H25.2.15～	181人	205枚	葛尾村	H25.2.1～	250人	291枚
楡葉町	H25.4.1～	1,131人	1,131枚	飯舘村	H25.2.15～	375人	446枚
富岡町	H25.4.1～	-	4,285枚	計		(7,716人)※	23,002枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

### (3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。



平成 25 年 11 月 8 日  
 平成 26 年 2 月 14 日改定  
 平成 26 年 5 月 23 日改定  
 平成 26 年 9 月 12 日改定  
 福 島 県  
 南 相 馬 市  
 双 葉 町  
 浪 江 町  
 飯 館 村  
 復 興 庁

## 長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《南相馬市-双葉町、浪江町、飯館村》

### 1. 避難者等の受け入れの状況

#### <避難者の受け入れ>

- ・ 南相馬市において、原町区大木戸字八方内に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 1,500 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、浪江町が約 860 人、飯館村が約 300 人、双葉町が約 90 人。(平成 26 年 7 月 31 日時点)
- ・ 応急仮設住宅入居(約 1,500 人)の割合は、建設分が約 1 割、民間賃貸住宅分が約 9 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数(福島県調べ)によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

#### 【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】 (平成 26 年 7 月 31 日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
浪江町	原町区大木戸(八方内)	70	70	97
計		70	70	97

#### 【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】 (平成 26 年 7 月 31 日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	1	1	浪江町	464	759
南相馬市	-※	-※	楢葉町	8	9
いわき市	1	1	広野町	3	6
川俣町	1	3	葛尾村	3	3
飯館村	146	287	川内村	7	8
大熊町	67	119	双葉町	58	82
富岡町	41	58	計	800	1,336

※上記のほか、南相馬市においては市内での避難者がいる。(小高区から鹿島区へ など)

#### <公共施設等の受け入れ>

- ・ 南相馬市内には、比較的避難者の多い浪江町が市内原町区青葉町に南相馬出張所を設置している。また、双葉町が市内原町区青葉町に南相馬市連絡所を設置している。

### 2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

#### (1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮

設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。

- ・南相馬市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成25年12月）」に基づき900戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・上記整備計画に基づく900戸について、第1期整備分の414戸は平成27年度の入居を目指し、第2期整備分の150戸及び第3期整備分の280戸は平成27年度以降早期の入居を目指し、整備に取り組む。残りの56戸分については、現時点で建設場所は未定であるが、整備の具体化に向け取り組む。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会所等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置する。
- ・復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

#### 【復興公営住宅の整備予定】

所在地		整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度
第1期	南相馬市原町区北原	県	264戸	集合住宅	H27年度
	南相馬市原町区上町	県	150戸	集合住宅	H27年度
第2期	南相馬市原町区辻内	県	150戸	集合住宅	H27年度以降早期
第3期	南相馬市原町区南町	県	230戸	集合住宅	H27年度以降早期
	南相馬市鹿島区西町	県	50戸	戸建住宅	H27年度以降早期
今後整備予定		県	56戸	—	—
合計		—	900戸	—	—

## (2) 関連基盤

### <医療機関、介護サービス>

- ・南相馬市内の医療機関及び介護サービスについては、従事者の避難により人手不足の状態が続いている。県営住宅の整備に伴いこれらのサービスの需要増加が見込まれる場合は支援措置を講じる必要があり、引き続き医療・介護の現場の状況把握に努める。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備にあたっては、南相馬市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合に留意する。

## 3. 生活拠点の形成に向けた支援策

### (1) 避難者支援

- ・避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいつくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。

- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

## (2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者とその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、双葉町、飯舘村は平成 25 年 2 月から、浪江町においては平成 25 年 3 月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成 26 年 7 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	291 人	831 枚	川内村	H25.4.1～	124 人	133 枚
田村市	H25.2.15～	55 人	55 枚	大熊町	H25.3.1～	3,366 人	4,070 枚
南相馬市	H25.2.15～	1,864 人	2,573 枚	双葉町	H25.2.1～	-	2,379 枚
川俣町	H25.2.12～	79 人	81 枚	浪江町	H25.3.1～	-	6,522 枚
広野町	H25.2.15～	181 人	205 枚	葛尾村	H25.2.1～	250 人	291 枚
楡葉町	H25.4.1～	1,131 人	1,131 枚	飯舘村	H25.2.15～	375 人	446 枚
富岡町	H25.4.1～	-	4,285 枚	計		(7,716 人)※	23,002 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

## (3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。

平成 25 年 9 月 20 日  
 平成 26 年 3 月 7 日改定  
 平成 26 年 9 月 12 日改定  
 福 島 県  
 三 春 町  
 富 岡 町  
 葛 尾 村  
 復 興 庁

## 長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《三春町-富岡町、葛尾村》

### 1. 避難者等の受け入れの状況

#### ＜避難者の受け入れ＞

- ・三春町において、貝山多目的運動広場など町内 15 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 1,400 人が生活している。
- ・主な避難元市町村の内訳は、上位から、葛尾村が約 870 人、富岡町が約 410 人、田村市が約 70 人。（平成 26 年 7 月 31 日時点）
- ・応急仮設住宅入居（約 1,400 人）の割合は、建設分が約 8 割、民間賃貸住宅分が約 2 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

#### 【応急仮設住宅（建設分）の入居状況】

（平成 26 年 7 月 31 日時点）

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
富岡町	熊耳(熊耳)	86	54	92
	平沢(平沢)	84	50	78
	西方(三春の里)	18	11	24
	西方(もみじ山)	34	25	44
	実沢(沢石)	58	20	31
	柴原(柴原菰久保)	50	29	61
葛尾村	西方(西方浮貝)	22	20	44
	貝山(貝山)	132	121	202
	柴原(旧中郷小学校)	97	82	180
	狐田(狐田)	55	52	114
	斎藤(斎藤場上田)	16	16	39
	斎藤(斎藤里内)	60	56	126
	鷹巣(中妻分館前)	15	14	32
	鷹巣(鷹巣瀬山)	23	23	44
	過足(過足)	20	16	36
	計		770	589

#### 【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）契約及び入居状況】

（平成 26 年 7 月 31 日時点）

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	15	74	浪江町	8	18
南相馬市	7	17	檜葉町	3	6
川俣町	1	7	葛尾村	20	52
飯館村	2	5	川内村	3	8
大熊町	6	11	双葉町	5	8
富岡町	25	76	計	95	282

### ＜公共施設等の受入れ＞

- ・ 三春町内には、富岡町と葛尾村が避難に伴い役場機能を設置しており、富岡町が大字貝山字泉沢に三春出張所（主な機能は郡山事務所）を設置しており、葛尾村が大字貝山字井堀田に主な役場機能を設置している。
- ・ また、富岡町と葛尾村は、各々、三春町内に、幼稚園、小中学校を開設している。

## 2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

### (1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ 三春町における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成25年12月）」に基づき217戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・ 現在、福島県営、葛尾村営であわせて217戸の着手を予定しており、平成27年度までの入居を目指して、整備に取り組む。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

#### 【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度
三春町恵下越地区	葛尾村	125戸	一戸建て	H27年度
三春町平沢地区	県	92戸	一戸建て	H27年度
合計	—	217戸	—	—

### (2) 役場機能

- ・ 各避難元町村において、三春町内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、次の役場機能を維持する。

〔富岡町〕 三春出張所（所在地：大字貝山字泉沢 100-1）

〔葛尾村〕 三春出張所（所在地：大字貝山字井堀田 287-1）

### (3) 関連基盤

#### ＜道路＞

- ・ 葛尾村に関しては、三春町恵下越地区の復興公営住宅の団地内の道路の拡幅及び団地内への進入路の改良を行う。
- ・ 三春町平沢地区の復興公営住宅の団地内の道路及び団地内への進入路の整備を行う。

#### ＜教育機関＞

- ・ 富岡町に関しては、当面の間は、三春町において、富岡町営の幼稚園、小中学校の運営、スクールバスの運行を継続する。また、三春町内の小中学校への区域外就学にも引き続き対応する。
- ・ 葛尾村に関しては、当面の間は、三春町において、葛尾村営の幼稚園、小中学校の運営、スクールバスの運行を継続する。また、三春町内の小中学校への区域外就学にも引き続き対応する。

### ＜医療機関、介護サービス＞

- ・ 三春町内の医療機関については、現在のところ、避難者の増加に伴い患者数も増加しているが、特段の支障は見受けられない状況である。引き続き、医療の現場の状況把握に努める。
- ・ 三春町内の介護サービスについては、現在のところ、避難者の増加に伴う直接の苦情は見受けられないが、震災以前から満床状態で待機者の多い状況であったことから、状況の注視が必要である。

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、三春町の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

## 3. 生活拠点の形成に向けた支援策

### (1) 避難者支援

- ・ 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいつくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流など各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・ 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・ 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

### (2) 届出避難場所証明

- ・ 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- ・ 富岡町では、平成 24 年 2 月より富岡町からの避難者の居所を証明する取組みを独自に実施してきたところであるが、当通知を踏まえ、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、平成 25 年 4 月から発行を開始している。葛尾村では、当通知を踏まえ、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、平成 25 年 2 月から発行を開始している。

### 【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】 (平成 26 年 7 月 31 日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	291 人	831 枚	川内村	H25.4.1～	124 人	133 枚
田村市	H25.2.15～	55 人	55 枚	大熊町	H25.3.1～	3,366 人	4,070 枚
南相馬市	H25.2.15～	1,864 人	2,573 枚	双葉町	H25.2.1～	-	2,379 枚
川俣町	H25.2.12～	79 人	81 枚	浪江町	H25.3.1～	-	6,522 枚
広野町	H25.2.15～	181 人	205 枚	葛尾村	H25.2.1～	250 人	291 枚
檜葉町	H25.4.1～	1,131 人	1,131 枚	飯舘村	H25.2.15～	375 人	446 枚
富岡町	H25.4.1～	-	4,285 枚	計		(7,716 人)※	23,002 枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

### (3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。